

湖西市選挙管理委員会告示第7号

令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の2第2項において準用する第48条の2の規定により在外選挙人の国内投票に係る期日前投票所は、次のとおりである。

令和8年1月27日

湖西市選挙管理委員会
委員長 西川 睦弘



- 1 建物の名称 湖西市役所
- 2 所在地 湖西市吉美 3268 番地